

令和4年

第20回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年10月27日(木)

伊勢原市農業委員会

第20回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和4年10月27日（木） 午前10時20分から午前10時45分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

9名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員

杉本 和彦

6 署名委員

大木 克美、重田 千秋

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前10時20分)

[事務局 長] 只今より第20回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席委員1名、9名出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

[議長] それでは、只今から、第20回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、2番・大木克美委員と3番・重田千秋委員の両名をお願いをいたします。それでは、議事に入ります。
本日の審議事項は、報告5件、議案3件の計8件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。議案書の1ページをご覧ください。内訳は、伊勢原地区で1件の届出を受理しています。また、第三者への斡旋の希望はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の1件及び成瀬地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号の1については、昭和59年頃に露天駐車場、2号の2については、平成24年頃に露天駐車場、2号の3については、昭和

[事務局] 63年頃に宅地に転用したものであり、それぞれ農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。高部屋地区で1件、比々多地区で2件、伊勢原市区で1件の申請がありました。

報告第3号の1、申請人は上粕屋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年6月24日、対象農地の明細は4ページから5ページです。上粕屋字川上下に1筆、同字川上に13筆、同字三本松に3筆、同字上尾崎に1筆、合計15筆、面積は7,057.86平方メートルです。7月19日及び10月5日に事務局で現地調査を行い、ジャガイモやキュウリなどの露地野菜の作付けを確認しています。10月6日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の2、申請人は串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年8月30日、対象農地の明細は6ページから7ページです。串橋字登り道に1筆、同字宮ノ根に1筆、同字古屋敷に2筆、同字境ノ町に4筆、同字廣田に2筆、同字宮ノ脇に1筆、坪ノ内字観音谷戸に1筆、合計12筆、面積は9,084平方メートルです。9月27日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付け、露地野菜の栽培を確認しています。8月16日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の3、申請人は三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年9月21日、対象農地の明細は8ページです。三ノ宮字中木津根に3筆、同字石原田に4筆、同字宝地に1筆、合計8筆面積は6,108平方メートルです。9月28日に事務局で現地調査を行い、梨、ブドウの作付けを確認しています。9月29日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の4、申請人は板戸にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年10月4日、対象農地の明細は9

ページです。板戸字関台に6筆、面積は2,464平方メートルです。10月5日に事務局で現地調査を行い、露地野菜、飼料用作物の作付けを確認しています。10月6日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第4号、農地法第4条・第5条第1項ただし書き該当の届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 公共工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回1件の届出がありました。

報告第4号の1、図面番号は1番です。併せて公図・参考図をご覧ください。伊勢原市下水道整備課長からの届出で、上粕屋字西メ引と三ノ宮字下御領原の2筆の一部、合計面積2037平方メートルのうちの220.3平方メートルを公共下水道事業第4工区の推進機材プラントの電源ユニットなどの仮設資材置場として立坑の近くの農地を借りて一時転用します。本体の工事は、東名高速の側道に内径300ミリメートルの管を464メートル、小口径推進工法で敷設します。伊勢原大山インター区画整理地区からの延長の一部となります。工事期間は、令和4年10月11日から令和5年3月31日を予定しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項ただし書き該当の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢

原・成瀬地区で1件及び比々多地区の1件について、専決により通知を受領しましたので報告します。

報告第5号の1については、病気療養に伴う規模の縮小のため、解約に至ったものです。

次に、報告第5号の2については、賃借人死亡のため、解約に至ったものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議事を進めます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、図面番号は2番です。あわせて公図をご覧ください。申請地は、池端字東池田の2筆、面積は647平方メートルの畑です。譲渡人は池端にお住いの方で、譲受人は池端の方です。今回、譲渡人は経営規模拡大のため、無償にて所有権を移転します。譲受人世帯の経営農地面積は15,740平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えておりますので農地取得に支障はありません。取得する農地には、とうもろこしを作付けする予定です。10月18日に事務局と地区農業委員会で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、水稻、ナス、キャベツ等の露地野菜が作付けされ、適正に管理されておりました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の2、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。申請地は、東富岡字堰場の2筆、同字杉戸の2筆、合計面積は2,167平方メートルの畑と田です。譲渡人は東富岡にお住いの方で、譲受人は栗窪の方です。今回、譲渡人は経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲受人世帯の経営農地面積は5,121平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えており農地取得に支障はありません。取得する農地には藍を作付けする予定で

す。10月18日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している農地については、露地野菜等が作付けされ、適正に管理されていました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 10月18日に現地調査を行い、事務局の説明のとおり支障はありません。

[議長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 10月18日に事務局と、同月24日に農業委員2名及び推進委員1名で現地調査を行い、事務局の説明のとおり支障はありません。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

議案第2号の1、図面番号は4番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は石田字下河内の1筆、面積は185平方メートルで、北側と南側は畑、西側は水路、東側は厚木市に接する道路となっています。譲渡人は、市内石田の方で、譲受人は石田の会社です。この会社の既存施設は、石田には自宅のみで、事務所は小稲葉に283平方メートルの土地を所有し、通信販売業と各種イベント運営機材設置業務を行っていますが、以前から手狭で資材が混在していることから別の場所を探していました。小稲葉の事務所の周辺は、第1種農地で転用できません。そこで今回の場所を露天でイベント用資材の置場として所有権移転して転用します。申請地の立地基準は、前面道路に上水道と厚木市の公共下水道が敷設されており、また申請地から500メートル以内に公園や医療機関や教育施設が2つ以上あるため、第3種農地と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、雨水流失防止用に高さ10センチメートルの土盛りをして、隣の畑に雨水が直接流れることを防ぎます。敷地は自然勾配で西側の水路に雨水を落とします。計画としては、周辺の農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当がないため、主な市役所の窓口で計画説明と施工協議を代理人に個々に当たってもらったところ、特に問題事項がないこと確認しています。10月25日県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後は県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 9月30日に設計会社から説明を受けた。雨水対策もされており、近隣の農地の方からも同意が取れております。10月24日に成瀬地区3名で現地確認をし、境界杭の確認を行いました。また、同月26

日に前回参加できなかった委員と同行し、現地確認を行いました。特段、支障はありません。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。お手元資料にあります4件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。なお、これらについて決定いただける場合は、11月1日が利用権の始期となるよう、以後の手続きを進めていくこととなります。

まず、議案第3号の1、成瀬地区、東富岡立野の4筆、1,426平方メートルの賃貸借について、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が受け手となるものです。

次に、議案第3号の2、比々多地区、笠窪字追瀬戸の6筆、計3,781平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 以上をもちまして、第20回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時45分 終了】

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____